

# 《よくあるお問い合わせについて (Q&A)》

窓口やお電話にていただくお問い合わせについて、Q&Aとして下記にまとめました。

※一般的な回答となり、各々の状況に応じて異なる場合もあるので、あくまで参考資料としてご利用ください。ご自身の状況に基づいたお問い合わせは、個別、保育幼稚園事業課窓口まで、来庁またはお電話いただきますようお願いいたします。

## 問1. 園見学は必須ですか？見学する・しないで入所選考に影響しますか？

**回答** 園見学は入所申込の必須要件ではありません。また、入所選考にも影響しません。ただし、市としては、予め、希望施設へ見学いただくことをお勧めしています。

園見学をすることで、

- ① 自宅から施設までの所要時間、施設から職場までの所要時間がどのくらいか？  
(交通渋滞・駐車場の有無などの関係で想定以上に送迎時間がかかることがないか？)
- ② 送迎が可能な距離か？
- ③ お子様にアレルギー等がある場合に、希望施設は除去食などの対応が可能か？
- ④ 保育料以外の「その他実費 (入園受入準備金・制服代・教材費など)」は想定の内か？

などの複数のポイントを、実際に園に行って、直接園と相談・確認をされた上で、希望園を決定されることをお勧めします。そうすることで、第1希望に内定ができたものの、「これらの問題で入園ができなかった。第2希望の園だったら問題なく入園できたのに…」というような、内定辞退という結果を防ぐことができます。

なお、毎年4月・5月は、新規入園児童の対応で、保育施設が慌ただしくしている時期となるため、園見学のお問い合わせは、可能な限り、新規入園児童が保育環境に慣れてくる6月以降にいただきますようご協力をお願いします。

## 問2. 入所(転所)の申し込みは、毎月必要ですか？

**回答** 不要です。一度入所申込(転所申込)をいただければ、待機となった場合に次月以降も自動的に申込が継続されます。ただし、妊娠出産・求職活動・就学要件など認定期間に終期がある場合は、終期までに要件の更新を行う必要があります。

また、令和7年5月入所選考までに申し込まれた方には、5月～6月頃に現況届・要件書類(就労証明書など)・その他必要書類の提出をお願いしています。これらが未提出の場合、入所選考の対象外となりますので、ご注意ください。なお、令和7年6月入所選考以降に申し込まれた方は、令和7年度の現況届等の提出は不要です。

お子様の申込状況をご確認されたい場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

## 問3. 申し込み後、希望園の追加・変更、申込取下げは可能ですか？電話での受付は可能ですか？

**回答** 「保育の利用申込内容変更申請書」を申込締切日までに提出いただくことで可能です。

電話での追加・変更は受付しておりません。郵送もしくは直接持参での受付となります。

書類については、窓口及び市ホームページの様式集(裏表紙にQRコードあり)にて配布しています。

#### 問4. 高槻市外から転入予定ですが、入所申込は可能ですか？

**回答** 賃貸借契約書など、高槻市への転入を証明する書類をご用意いただくことで入所申込が可能です。また、合わせて市・府民税課税証明書（または住民税決定通知書）の提出もお願いします。

※11ページ「2. 高槻市へ転入予定の方 及び 令和6年1月2日以降に高槻市へ転入された方が必要な書類」欄を参照

※入所が決定した場合、入園月の1日までに高槻市に転入（住民票を移動）いただく必要があります（入園月1日までに高槻市に転入されない場合、内定取り消しとなります）。

#### 問5. 入所（転所）申込時に提出する母子健康手帳について、どのページを提出すれば良いでしょうか？

**回答** 郵送申し込みの際は、下記記載ページのコピーを、ご提出いただきますようお願いいたします。

①表紙、②出産の状態、③健康診査、④発育曲線、⑤予防接種の記録

保育幼稚園事業課窓口へお越しの上、お申し込みされる場合は、窓口にて上記ページを職員が確認するため、母子健康手帳原本をご持参ください（コピー不要です）。

#### 問6. 時短勤務を検討していますが、入所選考の点数はどうなりますか？

**回答** 時短勤務をされていても、週30時間以上就労されている場合は、通常の雇用契約の就労時間（時短勤務をとっていない場合の就労時間）で採点させていただきます。

ただし、週30時間未満の場合は、時短勤務後の就労時間で採点させていただきますこととなります。

育児休業中の方が、入所内定後、職場復帰後の時短勤務時間を週30時間未満に設定し、当ルールにより時短後の就労時間にて再選考（再採点）の対象となり、内定取消となるケースがありますので、ご注意ください（19ページ参照）。

また、勤務先法人が産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄を誤って記入したことで、内定取消等となるケースも発生しておりますので、提出書類は保護者ご自身が必ず最終確認するなど、ご注意ください（19ページ参照）。

#### 問7. まだ入所申込をしていませんが、待機証明書の発行は可能ですか？

入所申込を取り下げた月の待機証明書の発行は可能ですか？

**回答** 待機証明書は、実際に入所選考が行われた結果、待機となったことを証明する書類ですので、入所申込をしていない月・取り下げた月について、待機証明書を発行することはできません。

なお、後日、入所申込をいただくことで、利用状況証明書（第1希望の園が当該月に定員一杯であったこと等を証明する書類）を発行することは可能です。ただし、証明書の提出先（ご勤務先やハローワーク等）によっては、待機証明書の提出が必須（利用状況証明書は受付不可）である場合があります。そのような場合においても待機証明書は発行できませんので、計画的に入所申込いただきますようお願いいたします。

## 問8. 入所選考申込期日～入園までの間に転職する場合、内定取り消しとなりますか？

**回答** 下記①～⑤を1つでも満たさない場合は、再選考（再採点）が実施され、内定取り消しとなる可能性があります（下記①～⑤を全て満たす場合においても、個々の状況により内定取り消しとなる可能性がございます。詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。）

- ① 入園月の1日時点で、転職先での就労を契約上開始していること。  
※ 4月入所選考の場合、転職先での契約上の就労開始日が4月2日以降になると、「就労予定（週40時間で24点）」として再選考（再採点）の対象となり、内定取り消しの可能性あり。
- ② 転職先での就労時間が、転職前の就労時間と同時間以上であること。
- ③ 前勤務先法人退職日と、転職先法人就職日の間（無職の期間）が、1ヶ月以内であること。（もしくは、月末退職し翌々月1日時点で再就職先での就労を開始していること。）  
※ 2月27日退職（月途中退職）で4月1日再就職の場合、1ヶ月を越えるため、内定取り消しの可能性あり。  
※ 3月中の退職で、4月2日以降の再就職の場合、1ヶ月以内の再就職であったとしても、上記①を満たさなくなるため、内定取り消しの可能性あり。
- ④ 転職先法人の就労証明書に加え、前勤務先法人の就労証明書や離職証明書（いずれも退職日の記載必須）もしくは、ハローワーク発行の離職票（離職年月日の記載必須）を提出していること。
- ⑤ 育児休業取得中でないこと。  
転職により育児復帰加点（クラス年齢×2点）の対象外となるため。

繰り返しになりますが、詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。

## 問9. 兄弟姉妹で申し込むのですが、1人だけ内定が決まるようなことが無いようにできますか？

**回答** 「兄弟姉妹入所条件書」を提出いただくことで、色々な内定パターンを選んでいただけます。その中で、兄弟姉妹1人だけ内定が出るということがないように設定いただけます。反対に、兄弟姉妹のうちどなたか1人だけであっても（上の子だけでも、下の子だけでも）内定が出るように設定することも可能です。

※ 21～22ページ参照

## 問10. 兄弟姉妹のうち1人が内定となり、もう1人は待機となりました。何か行う必要はありますか？

**回答** 内定となった児童の入園手続きに加え、下記2点をお願いします。

- ① 兄弟姉妹入所条件は、1人だけが内定となった場合において自動的に解除されます。そのため、待機になられた方は次月以降の入所選考で別園に内定となる可能性があります。別々の園でも構わない場合などは手続き不要ですが、同じ園のみをご希望の場合などは、別途、希望園の変更手続きが必要となります。
- ② 育児休業中の方は、兄弟姉妹のうち1人でも入園になると職場復帰が必須となります。そのため、待機となった児童の預け先を確保いただく必要があります（祖父母に預ける・認可外保育施設に預ける等）。困難な場合は、内定辞退も含めて検討いただくこととなります。

## 問1 1. 入園日や育児休業からの職場復帰日は何日になりますか？

**回答** 入園日は、原則1日です（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）。  
育休から職場復帰される方は、入所月の月末までの復帰が必要です（入園月の月初めに復帰しなければならないわけではありません。慣らし保育期間なども考慮に入れて復帰日を設定いただくようお願いします）。

例：4月1日入所の場合、4月30日までの復帰が必須  
（もし4月30日が土日であっても、4月中の職場復帰が必須）。

※ 10ページ参照

---

## 問1 2. 育児休業に伴う利用継続について、他認可保育施設へ転園する場合や、小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進む場合に、継続できないのはなぜですか？

**回答** 原則、育児休業等を取得されている期間は家庭内保育が可能であると見なされるため、保育要件（就労・出産・病気・介護など）をお持ちではない方として、通園することができません。（育児休業中に認可保育施設に内定となった場合、入園月中に職場復帰いただく必要があるのも、この理由によります。）

ただし、児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に関しては、保育施設の在籍継続が認められる制度があるため、入所後、新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合に限り、在籍継続が認められます（31～32ページ参照）。

しかしながら、転園や小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進まれる場合、異なる保育施設へ進まれることで環境自体が変化することになるため（※1）、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に当てはめることができなくなり、育児休業に伴う利用継続が認められず、通園を継続されるには、原則にあるとおり、職場復帰いただく必要が発生します（※2）。

※1 小規模保育事業所等から同一法人の完全連携先に進まれる場合については、環境の変化が無いものと見なすことができるため、育児休業に伴う利用継続の延長を可能としています（31ページ参照）。

※2 職場復帰されず内定辞退される場合、育児休業に伴う利用継続を経験された後の退園となるため、育児休業に伴う退園加点（退園した児童本人+1.2点、退園した児童の兄弟姉妹+3点×クラス年齢）については対象外となります。（32ページ下部の留意事項「3」を参照）

---

## 問1 3. なぜ保育士等の資格所持者への加点があるのですか？

**回答** 保育士も、父・母として育児休業を取得しますが、子どもが保育施設に入園することで、職場である保育施設に復帰することが可能となり、その保育施設がより多くの児童を受入できるようになる・保育環境が整うなどにより、その他の利用者にとってもメリットとなり得るとの考えから加点を設けています。また、国より、待機児童解消対策として当加点制度について他市町村と協力するよう通知を受けていることから、他市町村の保育施設で勤務している保育士等についても加点対象としています。

※ 33ページ参照